東京高裁判決に対する抗議声明

- 1 本日、東京高等裁判所第4民事部(裁判長田村幸一)は、八ツ場ダム、南摩ダム、湯西川 ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、控訴人らの主張 をまったく理解することなく、不当にも以下述べるように控訴人らの主張を退けた。
- 2 本判決は、①八ツ場・思川開発事業・湯西川ダムの治水負担金の判断枠組みとして、地方公共団体の国に対する独立性を認めない、すなわち地方には国の判断を取り消す権限がないとして、著しい合理性を欠き看過しがたい瑕疵がない限り、違法と認めることはできない、②思川開発事業の利水負担金については、裁量論を採用し、人口・1日最大供給量など水道用水供給事業としての今後の見通し等に鑑みて、政策的には撤退もありうるが、違法性判断の照らすと撤退しないとの判断が違法なものとはいえない、③八ツ場ダムの貯水池周辺のダムサイト及び地すべり等の危険性については、平成23年の検証検討報告書の際に、従来の3か所に加えて、新たに8か所で対策が必要となる可能性が判明し、補強対策の検討が必要であるとしていながら、ダムそれ自体が著しい合理性を欠き看過しがたい瑕疵があるとはいえない、④法的に環境影響評価義務が生じるとは解されないとし、公金の支出命令が違法であるとはいえないとして請求を棄却した。
- 3 こうした本件判決の判断は、控訴人らの主張をまともに受け止めようとしないもので、行 政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の場でチェックしようとせず、むしろ無駄な公共事 業を積極的に奨励するものにほかならない。
- 4 こうした判決であるが、思川開発事業の利水負担金については、「被控訴人が思川開発事業から撤退することも政策的には十分に考えられるところである」とか「政策としての当否はともかく」と述べているのであり、これらは本来、判決の主文の理由としては必要性がないもので、裁判所があえて、このようなことを述べているのは南摩ダムの必要性がないと考えていることに外ならない。県は、この判決の意図を組み、思川開発事業から撤退する判断をすべきである。
- 5 本日の判決は、司法の役割を放棄した不当な内容であるから、控訴人らは最高裁判所へ上 告手続を行うとともに、他都県の住民訴訟の控訴人らとも手を携え、引き続き闘い続けるこ とを表明する。そして、皆様のご支援をお願いする。

2014年1月27日

ムダなダムをストップさせる栃木の会控訴人団 ムダなダムをストップさせる栃木の会 弁護団